

農薬取締法

(昭和二十三年七月一日法律第八十二号)

最終改正:平成一五年六月一一日法律第七三号

(最終改正までの未施行法令)

平成十五年六月十一日法律第七十三号 (一部未施行)

(目的)

第一条 この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もつて農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第一条の二 この法律において「農薬」とは、農作物(樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。)を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス(以下「病害虫」と総称する。)の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤(その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。)及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。
- 2 前項の防除のために利用される天敵は、この法律の適用については、これを農薬とみなす。
- 3 この法律において「製造者」とは、農薬を製造し、又は加工する者をいい、「輸入者」とは、農薬を輸入する者をいい、「販売者」とは、農薬を販売(販売以外の授与を含む。以下同じ。)する者をいう。
- 4 この法律において「残留性」とは、農薬の使用に伴いその農薬の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。)が農作物等又は土壌に残留する性質をいう。

(公定規格)

- 第一条の三 農林水産大臣は、農薬につき、その種類ごとに、含有すべき有効成分の量、含有を許される有害成分の最大量その他必要な事項についての規格(以下「公定規格」という。)を定めることができる。
- 2 農林水産大臣は、公定規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、その期日の少くとも三十日前までに、これを公告しなければならない。

(農薬の登録)

第二条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬(以下「特定農薬」という。)を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第十五条の二第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用する第七条の規定による表

示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の登録の申請は、次の事項を記載した申請書、農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並びに農薬の見本を提出して、これをしなければならない。

- 一 氏名(法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名。以下同じ。)及び住所
- 二 農薬の種類、名称、物理的・化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有量
- 三 適用病害虫の範囲(農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる薬剤にあつては、適用農作物等の範囲及び使用目的。以下同じ。)及び使用方法
- 四 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法
- 五 水産動植物に有毒な農薬については、その旨
- 六 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨
- 七 貯蔵上又は使用上の注意事項
- 八 製造場の名称及び所在地
- 九 製造し、又は加工しようとする農薬については、製造方法及び製造責任者の氏名
- 十 販売する場合にあつては、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びにその内容量

3 農林水産大臣は、前項の申請を受けたときは、独立行政法人農薬検査所(以下「検査所」という。)に農薬の見本について検査をさせ、次条第一項の規定による指示をする場合を除き、遅滞なく当該農薬を登録し、かつ、次の事項を記載した登録票を交付しなければならない。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 登録の有効期間
- 三 申請書に記載する前項第二号及び第三号に掲げる事項
- 四 第十二条の二第一項の水質汚濁性農薬に該当する農薬にあつては、「水質汚濁性農薬」という文字
- 五 製造者又は輸入者の氏名及び住所
- 六 製造場の名称及び所在地

4 検査項目、検査方法その他前項の検査の実施に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。

5 現に登録を受けている農薬について再登録の申請があつた場合には、農林水産大臣は、これについて、第三項の検査を省略することができる。

6 第一項の登録の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。